

2-2 所得階級別人員

(1) 所得階級別人員

総所得金額等 階級区分	申告納税者数				譲渡所得 を有する者	うち短期譲渡 所得を有する者	山林所得 を有する者
	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計			
70万円以下	2,260	262	4,303	6,825	887	115	50
100 "	3,825	672	7,731	12,228	436	30	22
150 "	7,270	1,243	20,342	28,855	547	35	21
200 "	7,129	1,241	23,538	31,908	555	13	18
250 "	6,216	1,032	19,368	26,616	414	35	5
300 "	4,782	843	12,320	17,945	365	13	8
400 "	5,990	1,189	16,425	23,604	566	18	5
500 "	3,066	763	11,410	15,239	508	13	2
600 "	1,677	353	8,322	10,352	355	9	4
700 "	983	231	6,514	7,728	330	7	3
800 "	623	95	4,698	5,416	302	14	1
1,000 "	682	109	6,412	7,203	499	4	1
1,200 "	401	57	3,941	4,399	373	6	1
1,500 "	436	37	3,934	4,407	383	4	1
2,000 "	468	26	3,512	4,006	390	7	2
3,000 "	393	20	2,686	3,099	473	9	-
5,000 "	205	9	1,645	1,859	347	7	-
5,000万円超	76	-	882	958	271	2	-
合計	46,482	8,182	157,983	212,647	8,001	341	144

調査対象等：平成19年分の申告所得税について、平成20年3月31日現在で申告納税額がある者の人員を総所得金額等の階級別に示した。

- (注) 1 合計欄の内書は、「変動所得及び臨時所得の平均課税」の適用を受けた者を掲げた。
 2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、「申告納税者数」欄に掲げた者のうち、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて所得金額を階級区分して再掲した。なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者を掲げた。

- 用語の説明： 1 総所得金額等とは、総所得金額（利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計）及び土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。
 2 変動所得及び臨時所得の平均課税とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等で臨時に発生する所得）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は数年間分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。

(3) 青色申告者数

総所得金額等所得階級	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計
70万円以下	642	30	307	979
100 "	1,312	101	602	2,015
150 "	2,829	269	1,533	4,631
200 "	3,050	383	1,967	5,400
250 "	2,743	403	1,957	5,103
300 "	2,346	353	1,903	4,602
400 "	3,308	558	3,319	7,185
500 "	1,966	380	2,799	5,145
600 "	1,188	190	2,075	3,453
700 "	719	133	1,663	2,515
800 "	482	54	1,275	1,811
1,000 "	559	57	1,767	2,383
1,200 "	332	32	1,098	1,462
1,500 "	373	28	1,030	1,431
2,000 "	414	14	925	1,353
3,000 "	362	16	883	1,261
5,000 "	197	9	637	843
5,000万円超	72	-	339	411
合計	22,894	3,010	26,079	51,983

調査対象等：平成19年分の申告所得税について、平成20年3月31日現在で申告納税額がある者のうち、青色申告者について平成20年3月31日現在の合計所得により階級区分して、それぞれの分布状況を示した。

用語の説明：青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいて正確な申告と完全な納税をすることを目的として設けられている制度である。
 青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には税務計算上種々の特典がある。

1 = 3
 $212,647 - 51,983 = 160,664$
 総人数 青色 白色
 ~~$54,664 - 25,904 = 28,760$~~
 白色申告が 3倍以上
 半数以上